**おおさか**

**男女共同参画プラン**

**（2016－2020）**

素案

平成２７年１２月

大阪府

**目　次**

**第１章　計画の策定にあたって**

１．策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

２．計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

３．計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

４．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

**第２章　施策の基本的方向（体系図・概要）**

体系図・概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５

**第３章　施策の基本的方向（具体的取組）**

１．あらゆる分野における女性の活躍　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　（１）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進　・・・・・・・・　　６

　（２）政策・方針決定過程への女性の参画促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

　（３）女性の活躍推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

２．健やかに安心して暮らせる社会づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　（１）生涯を通じた男女の健康支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

　（３）様々な困難を抱える人々への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

３．全ての世代における男女共同参画意識の醸成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　（２）男女共同参画意識の醸成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

　（３）地域活動の参画促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

　（４）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・　５４

**第４章　計画の推進にあたって**

１．オール大阪での連携体制の一層の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

２．行政の推進体制等の強化・充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

３．計画の進行管理及び検証・改善　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

第１章　計画の策定にあたって

**１．策定の趣旨**

大阪府では、平成１３年７月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成２２年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成１８年に一部改訂、平成２３年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」策定を経て、これらのプランに基づき、男女共同参画施策が進められてきました。

この間、社会全体で男女平等と感じる府民の割合は着実に増加するとともに、「イクメン」「イクボス」など男性の育児・家事への参画の広がりが話題となるなど、男性の意識や行動に変化の兆しが見られ、一定の進展がありました。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は未だ解消されているとはいえません。また、審議会等委員など政策・方針決定の場への女性の参画は着実に進んでいるものの、男性よりも少ない状況です。

少子高齢化の急速な進展により、人口減少局面に入り、社会経済情勢が変化しつつある中、国は「女性の力」は「我が国最大の潜在力」であり、その発揮が我が国社会の活性化につながっていくとの認識のもと、「女性が輝く社会づくり」をテーマに取組みを進めています。

平成２７年８月２５日、大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を受けました。答申では、現行プランにおける施策の検証・評価を指摘するとともに、明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、より実効性のある男女共同参画計画の策定に向け、次期男女共同参画計画の基本的な方向性について指摘を頂きました。おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）はこの答申の枠組みを踏まえ、今後の動向等も見据えながら取りまとめたものです。

おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）を幅広い府民の皆様の協力を得ながら、着実に実施することで、より、大阪らしい「男女共同参画社会」づくりが推進され、活力ある元気な都市、大阪の形成につなげてまいります。

**２．計画の性格**

　この計画は、大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めるものです。

策定にあたっては、国の「第４次男女共同参画基本計画」を勘案し、また、大阪府男女共同参画審議会答申を踏まえました。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

○　男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

○　大阪府の各種計画との整合性を持つもの

○　大阪府の男女共同参画社会実現に向けた行政運営の基本指針であり、府内の市町村に対しては、大阪府との連携協力による施策の推進を期待するもの

○　府民や大阪府内の企業、ＮＰＯ等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

**３．計画の基本理念**

　男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、平成14年に制定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進にあたって、次の5つの基本理念を定めています。

この計画では、この条例の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

（１）男女の人権の尊重

（２）固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮

（３）政策・方針の立案・決定への男女の共同参画

（４）家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立

（５）国際社会における取組への考慮

＊男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第２条）」です。

**４．計画の期間**

　この計画の期間は、平成28（2016）年度から概ね平成32（2020）年度までの５年間です。

第２章　施策の基本的方向(体系図・概要)

**体系図・概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１　あらゆる分野における女性の活躍** | | |
|  | （１）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 | |
|  | ①　働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備 |
| ②　仕事と子育てとの両立 |
| ③　退職後の再就職・起業等の支援 |
| ④　働く男女の健康管理対策の推進 |
| （２）政策・方針決定過程への女性の参画促進 | |
|  | ①　政策・方針決定過程への女性の参画促進 |
| ②　理工系分野等の女性人材の育成 |
| （３）女性の活躍推進 | |
|  | ①　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組みの実施 |
| ②　男女雇用機会均等の更なる推進 |
| **２　健やかに安心して暮らせる社会づくり** | | |
|  | （１）生涯を通じた男女の健康支援 | |
|  | ①　女性の健康対策の推進 |
| ②　思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進 |
| ③　子どもの保健・医療の推進 |
| ④　成人期・高齢期における健康づくりの推進 |
| ⑤　喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止 |
| （２）女性に対するあらゆる暴力の根絶 | |
|  | ①　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進 |
| ②　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組みの推進 |
| （３）様々な困難を抱える人々への支援 | |
|  | ①　困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化 |
| ②　ひとり親家庭や障がい児への支援 |
| ③　子育て世帯への支援 |
| ④　高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進 |
| ⑤　高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり |
| ⑥　複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援 |
| **３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成** | | |
|  | （１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発 | |
|  | ①　子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進 |
| （２）男女共同参画意識の醸成 | |
|  | ①　身近な問題として、理解と共感を広げる取組みの推進 |
| ②　オピニオンリーダー層への意識啓発 |
| ③　多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保 |
| ④　男性に対する男女共同参画意識の醸成 |
| ⑤　女性の人権を尊重した表現の推進 |
| ⑥　男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供 |
| （３）地域活動への参画促進 | |
|  | ①　地域における男女共同参画の促進 |
| （４）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進 | |
|  | ①　多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等 |

第３章　施策の基本的方向と具体的取組

**１．　あらゆる分野における女性の活躍**

**（１）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進**

基本的な考え方

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、すべての女性が活躍できる社会づくりは経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも重要です。

そして、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪をめざし、男女ともに育児・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していくことが重要です。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 社会での女性の活躍が以前より進んだ  と思う府民の割合 | 70．8％  （平成26年度） | 100％  （平成32年度） |
| 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ･バランス）」  　の周知度 | 43.6％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |

基本的方向性 １ (１) ① 　働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備

働きたい男女が就業し、育児・介護等をしながら就業を継続することができ、その能力を十分発揮できるような環境整備を進めるためには、男性正社員を前提とした長時間労働や既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする「男性中心型の働き方」を見直すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進するとともに、「経営者・職場の理解」をあわせて進めていきます。

企業等においては、働き方の見直しにより労働生産性を向上させ、長時間労働を抑制していくことや、テレワークなどの在宅勤務やフレックスタイム制度を導入することなど柔軟な働き方が選択できる仕組みを導入し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。また、子育てや介護について男性の積極的な参画が促されるよう、各種休暇制度の整備・充実を図っていくことも必要です。そして、育児や介護をしながら働き続ける女性を支援するため、子育て、介護をしながら働き続けているロールモデルやメンターを派遣し、アドバイスする機会を設定するなど、コーディネート機能の発揮に努めることも重要です。

経営者・職場の理解を促進していくためには、まず、企業経営者・管理職の意識改革が重要であり、これらの者を対象とした意識啓発を進めます。その際、行政、経済団体、企業、大学など産官学のオール大阪で取り組むことで啓発効果がより高まることが期待できることから、「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」や「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」のような産官学労で構成する組織を十分に活用し、今まで以上に、各団体の連携や協力に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　経営者・管理職の意識啓発  　・　事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。    ・　労働者が男女ともに仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。  イ　官民協働による啓発と働き方の見直し  ・　経済団体や労働組合等と連携してワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、中小企業も含め府内企業において働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援します。また、「男女いきいき・元気宣言登録制度」の充実を図ります。  　・　医療現場など、長時間労働等の厳しい就労環境にある職場において、仕事と生活の調和の実現に向けた取組が促進されるよう、就労環境の改善等に向けた先進的な取組を情報提供するとともに、働き方の見直しに向けた啓発等を行います。    ・　大阪府では、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」（平成２７年４月策定）にそって、子育てを職場としてサポートしていく観点から、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進します。  ・　大阪府教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府教育委員会特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」（平成２７年４月策定）にそって、子育てを職場としてサポートしていく観点から、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進します。  ・　大阪府警察本部においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府警察特定事業主行動計画（第三期）」やワークライフバランス推進に向けた対策により、出産・子育てに係る休暇等の制度の周知徹底及び意識改革、勤務環境の整備等、子育てをする家庭をより支援する取組を推進します。  ウ　多様な働き方への支援  ・　フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため､事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。    ・　在宅で働く者の権利が十分に守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅ワークに関するポータルサイトの運営などにより、ITを活用した各種の情報提供等を行います。  ・　農業における従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の普及や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。 | 府民文化部  福祉部  商工労働部  府民文化部  福祉部  商工労働部  府民文化部  福祉部  商工労働部  府民文化部  健康医療部  商工労働部  総務部  教育委員会  警察本部  商工労働部  商工労働部  環境農林水産部 |

基本的方向性 １ (１) ② 　仕事と子育てとの両立

平成２７年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。この制度では、教育と保育とを一体的に行う「認定こども園」のより一層の普及や、一時預かり、放課後児童クラブの拡充などが示されており、これらの施策を活用しながら、待機児童解消に向けて取組みます。また、多様化するライフスタイルに対応できるよう、休日保育、延長保育、病児保育などの環境整備の充実を図ります。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進  ・　子ども・子育て支援新制度を円滑に実施し、認定こども園のより一層の普及や地域の子ども・子育て支援のための市町村の取り組みを支援することにより、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。  ・　放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営の充実を図る市町村の取組を支援します。    ・　保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。  ・　病院内保育所運営事業への助成制度等の活用を通じ、病院内保育所の更なる充実を図ります。  イ　地域における子育て支援策の充実  ・　子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察等の専門機関が、実践研修の実施等に努め、地域の関係機関と連携、協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子ども家庭センター、保健所・市町村保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの各機関と、府民に身近なＮＰＯ、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。    ・　地域福祉・子育て支援交付金や新子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。  ・　幼稚園において、地域の子育て支援センターの機能を活用し、子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。    ・　子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。  　・　学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。  　・　子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。  　・　「まいど子でもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。  ・　子育てに必要な情報提供や相談などの利用者支援のサービスが受けられる場所を増やします。 | 府民文化部  福祉部  福祉部  福祉部  健康医療部  福祉部  府民文化部  福祉部  教育委員会  警察本部  福祉部  府民文化部  福祉部  福祉部  福祉部  教育委員会  都市整備部  福祉部  福祉部 |

基本的方向性 １ (１) ③ 退職後の再就職・起業等の支援

出産、子育てなどの理由により、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、相談体制の整備・充実を図るとともに、再就職に向けた学び直しのための講座情報の提供など、再就職を支援するための情報提供に努めます。また、起業等を希望する人に対して、起業等に関する情報の提供や相談などの支援に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援  ・　出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、職業訓練や、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。  　・　大阪府立男女共同参画・青少年センター設置の女性就労支援コーナーを活用し、結婚や出産などで仕事を中断した後に再就職を希望している女性の方を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援します。  イ　女性起業家等への支援  ・　身近な創業支援として、市町村単位でのネットワーク構築を促進するとともに、創業に役立つ各種情報の提供、女性創業支援団体等と共同企画セミナー等の実施を通じて、キャリアの選択肢としての「起業」や生活に密着した分野での「起業」など、新たに事業を始める女性への創業を支援します。また、ビジネスプランコンテストによる有望起業家の発掘やネットワーク形成のための起業家との交流の場を設け、着実な成長を支援します。 | 商工労働部  府民文化部  商工労働部  府民文化部 |

　基本的方向性 １ (１) ④ 　働く男女の健康管理対策の推進

昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係に加え、介護などの家庭事情、過重労働なども影響していると考えられます。このため、男女を問わず心身の健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しや介護休暇等の休暇制度の充実、相談体制の整備などの取組みを進めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　職場における健康管理を進めるため、労働安全衛生法の周知や職場のメンタルヘルスに関する啓発を行います。また、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材の養成を図るため研修を行います。  　・　妊娠・出産に関わる機能の保護について、企業等の事業主に啓発を行うとともに、健康管理に関する情報提供を充実します。  ・　自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者全体の約４割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、中高年の男性及びその周辺の人を中心に自殺予防に関する啓発活動を推進します。 | 商工労働部  商工労働部  健康医療部 |

**（２）政策・方針決定過程への女性の参画促進**

基本的な考え方

大阪を元気なまちにしていくためには、政策立案、企業経営、地域活動に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。そのためには政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、社会や企業などの組織風土を変革していくことが重要です。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 社会で女性の活躍が以前より進んだと思う  府民の割合（再掲） | ７０．８％  （平成２６年度） | 100％  （平成32年度） |

基本的方向性 １ (２) ① 　政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、

さらなる取り組みに努めます。

審議会等委員への女性登用を進めるためには、女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があります。そこで、企業や大学等の力も借りながら、技術系や医療系分野などの女性人材の発掘に努めるとともに、ニーズに沿った人材紹介や経済団体等と連携した女性登用の成功事例の共有などコーディネートに努めます。また、自治会、ＰＴＡなど地域における多様な方針決定過程への女性の参画を進めます。

　また、女性管理職比率を高めるため、意欲ある女性職員が将来、自立的にキャリア形成を図り、活躍できるよう、ロールモデルやメンターによるアドバイスを行うことなど、中・長期的な視点からの人材育成に努めます。また、女性活躍推進法に基づき、女性管理職比率の状況把握・分析を踏まえた定量的目標や取組内容などを含む特定事業主行動計画（平成２８年策定予定）により、取組を進めます。

　そして、女性の積極的活用により業績が伸びた企業事例を紹介するなど、女性の活用が今後の企業成長にも繋がることを幅広い機会を捉えて、経営者をはじめ指導者層に対して啓発します。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　審議会等委員等への女性の参画促進  ・　平成32（2020）年度までに、審議会等委員における女性委員の登用割合を４割以上６割未満（男女いずれか一方の委員が４割未満とならない状態）にするために登用の促進を図るとともに、登用の取組状況について定期的に公表します。また、大阪府の行政委員会委員への女性登用に努めます。  ・　審議会等委員への女性の登用を進めるため、クォータ制をはじめ、先進的な取組を調査研究し、登用を促進するための有効な手法について部局横断的に検討を行います。さらに、各分野で活躍する女性人材の情報について、データベースの充実等を図ります。  ・　府内市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性登用が促進されるよう､市町村に対し助言、支援を行います。  イ　大阪府職員・教員等における女性の登用の促進  ・　府の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を図るため、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めるとともに、原則として、10名以上の所属(室内課)に女性職員を配置することとし、全職場への女性職員の複数配置をめざします。また、職員のキャリア形成を支援し、男女ともに働きやすい職場環境づくりにつながる研修の充実を図ります。  ・　女性教員の登用促進を図るため、人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定め、計画的に進めます。  ・　大阪府警察において、各職階への女性の登用を含め、女性警察職員の総合的な人材活用をめざした幅広い人事施策を進めます。  ・　大阪府の女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表します。  ウ　企業等における女性の登用の促進  ・　企業等において、女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、大学や経済団体等と連携して企業等における女性の登用状況等を把握し、今後の企業等における女性の活躍促進に向けた方向性を検討するとともに、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化につながるということを経営者層に周知します。  ・　女性が出産・育児等によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、  人材育成や能力開発等への取組促進に向けた啓発や情報提供を行います。  ・　男女共同参画に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、企業等における取組事例を  集積・発信することにより、企業等における女性の登用促進に向けた取組の拡大を図ります。  ・　全国でも低い女性の就業率を上げるため、オール大阪で「女性の働く機運」を  盛り上げます。経済団体、大学等との協働により、女性が輝く大阪に向けて経営者、学生等の意識啓発、情報発信等の啓発活動を充実・強化します。  エ　医療分野における女性の参画の拡大  ・　医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現  するため、医療機関や医療関係団体等に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかけます。  オ　地域で活動する組織等への女性の参画の促進  ・　自治会、PTA、NPOなど地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。  ・　男女がともに住みよいまちづくりを進めるため､まちづくりに関わる方針決定の場への女性の参画を促進します。  ・　農業における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。 | 総務部  府民文化部　等  府民文化部  府民文化部  総務部  教育委員会  警察本部  総務部  教育委員会  警察本部  府民文化部  商工労働部  府民文化部  商工労働部  府民文化部  府民文化部  商工労働部  府民文化部  健康医療部  府民文化部  教育委員会  住宅まちづくり部  環境農林水産部 |

基本的方向性 １ (２) ② 理工系分野等の女性人材の育成

理工系など女性委員等が少ない分野については、従前の取組に加え、長期的な視点から、例えば、学校教育の中で企業へのインターンシップを行い、生徒たちの職業観を醸成していくことや、「女性ロールモデル」の実践的な体験談を通じて、子どもたちが将来を思い描く機会を提供することなど、キャリア教育のさらなる推進を図ります。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、府内大学等と連携するなど  　　理工系分野での先輩女性の活躍ぶりを紹介するロールモデルの情報提供を行  います。  ・　子どもの将来の進路への関心理解を深めるため、さまざまな職業や進路の情報  　　を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組に  よってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。 | 府民文化部  府民文化部  教育委員会 |

**（３）女性の活躍推進**

基本的な考え方

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組とともに、引き続き、男女雇用機会均等に向けた取組を進めます。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 男女ともに働き続けやすいまちだと思う府民の  割合 | 46.9％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |

基本的方向性 １ (３) ① 　女性活躍推進法に基づく取組の実施

女性活躍推進法では、地方公共団体は当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるものとされています（法第6条１項）。大阪府では女性活躍推進法に基づき、「大阪府域における女性の活躍の推進に関する推進計画」を本プランと一体のものとして策定します。また、大阪府自身も事業主として、特定事業主行動計画を策定します。

企業においては、労働者が３０１人以上の一般事業主は事業主行動計画の策定が義務化され、労働者が３００人以下の一般事業主は事業主行動計画の策定が努力義務とされています。大阪府では、労働者が３０１人以上の一般事業主に対しては国の動きと歩調をあわせつつ、労働者が３００人以下の一般事業主に対しては国機関と連携しつつ、事業主行動計画の策定を呼びかけることなどに取組みます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　「都道府県推進計画」の策定  　・　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき、「大阪府域における女性の活躍の推進に関する推進計画」を本プランと一体のものとして策定し、当該計画に基づき、取組を進めます。    ・　府内市町村に対し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき、「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を支援するとともに、必要な助言を行います。  イ　「特定事業主行動計画」の策定と推進  　・　女性活躍推進法第15条に基づき、「大阪府における特定事業主行動計画」（仮称）を策定し、計画に基づき、取組を進めます。  ・　女性活躍推進法第15条に基づき、「大阪府教育委員会における特定事業主行動計画」（仮称）を策定し、計画に基づき、取組を進めます。  ・　女性活躍推進法第15条に基づき、「大阪府警察本部における特定事業主行動計画」を策定し、計画に基づき、取組を進めます。  ウ　「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進  ・　女性活躍推進法第8条に基づく、一般事業主行動計画の策定について、国機関と連携しながら、労働者数300人以下の企業に対して、一般事業主行動計画の策定を呼びかけます。 | 府民文化部  府民文化部  総務部  教育委員会  警察本部  府民文化部  商工労働部 |

基本的方向性 １ (３) ② 男女雇用機会均等の更なる推進

男女が均等な雇用機会を得て､均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、キャリア教育等の場においても啓発に努めます。また、同一価値労働同一賃金は男女雇用均等を推進していく上で忘れてはならない視点です。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　普及啓発等  ・　男女が均等な雇用機会を得て､均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。  ・　女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。  ・　中小企業をはじめとする企業において、ポジティブ・アクションが推進されるよう啓発を行います。また、積極的にポジティブ・アクション等の取組を行っている企業を顕彰するとともに、先進事例を収集し、府民に提供します。  ・　府内における労働時間・休日休暇制度等の労働条件を調査することにより、労働者の就業環境の実態把握に努めます。  イ　セクシュアルハラスメントの防止  ・　企業におけるセクシュアルハラスメント防止の取組が進むよう、男女雇用機会均等法及びセクシュアルハラスメント防止のための指針を、事業主、労働者等へ周知します。  ・　府民が抱える労働条件やセクシャルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。  ・　大阪府において、セクシュアルハラスメント防止対応指針の徹底、研修の実施、相談窓口の設置などにより、セクシュアルハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けての取組を行います。  　・　職員がその持てる能力を十分に発揮することができるような、良好な勤務環境を構築するため、ハラスメントに関する教養の実施、相談窓口の設置など、あらゆるハラスメントの防止及び排除に向けた取組を行います。 | 府民文化部  商工労働部  教育委員会  商工労働部  府民文化部  商工労働部  府民文化部  商工労働部  商工労働部  総務部  教育委員会  警察本部 |

**２．　健やかに安心して暮らせる社会づくり**

**（１）生涯を通じた男女の健康支援**

基本的な考え方

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。男女とも心身及び健康について知識･情報を得て主体的に行動し、健康を享受できるよう取組みを進め、生涯にわたる健康支援を進めます。特に、女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、施策を展開する必要があります。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 自殺死亡者 | 1,735人  （Ｈ26） | 1,500人以下  （Ｈ28） |
| 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | 93.4％  （Ｈ26） | 100％  （Ｈ32） |
| 乳がん検診受診率 | 23.9％  （Ｈ25） | 40％  （Ｈ29） |
| 子宮がん検診受診率 | 27.7％  （Ｈ25） | 35％  （Ｈ29） |
| 食育に関心を持っている府民の割合 | 89％  （Ｈ22） | 95％  （Ｈ28） |

基本的方向性 ２ (１) ① 　女性の健康対策の推進

女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行うとともに、産前・産後の女性が活躍しやすい環境の整備を進めます。

そして、女性のからだの悩みに対する相談の実施や総合的な周産期医療体制の充実を図ることなど、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保するとともに、不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報提供や相談を実施することなどに取組みます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　妊娠・出産等に関する健康支援  ・　安全で安心な妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図ります。    ・　かかりつけ医をもたない未受診妊産婦等の休日・夜間等の救急搬送に対応する体制を確保します。    ・　「妊婦健診未受診」や「望まない妊娠」を防止するため、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保します。  ・　不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報の提供や相談事業を実施するとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成し、支援を行います。    ・　生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進します。    ・　女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産等に関わる男女双方の責任意識について啓発するとともに、男女が自らの健康状態に対して、主体的に考え、行動することにより、健康を享受していくことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。  ・　女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る観点から、保健所・市町村保健センターの保健師等に対する研修を充実します。  ・　食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。 | 健康医療部  健康医療部  健康医療部  健康医療部  健康医療部  健康医療部  健康医療部  健康医療部 |

基本的方向性 ２ (１) ② 　思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進

学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、女性の健康に関する事項についての総合的な教育･啓発を行うことや相談体制を整備することに取り組みます。

また、性行動の低年齢化は性感染症など次世代への影響を及ぼしかねない問題との理解を深めるため、性に関する正しい知識の普及に取り組みます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進  ・　自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。  ・　女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるよ  う、正しい情報を提供します。  イ　思春期における保健対策の推進  ・　自ら主体的に考え、健康を享受するという観点から、将来の健康に影響を与える食生活の改善やその実践を図るため、市町村と連携し望ましい食生活に関する知識の普及を行います。  ・　性行動の低年齢化に対応するため、思春期早期から、HIV/エイズを含む性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・検査・医療体制を充実し、予防から治療までの総合的な対策を推進します。 | 教育委員会  健康医療部  健康医療部  健康医療部 |

基本的方向性 ２ (１) ③ 　子どもの保健・医療の推進

妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療など医療提供体制の整備や小児科医の医療機関情報の提供などに取り組みます。また、住民に身近な市町村において、妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健指導、相談指導などに取り組みます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談を充実します。    ・　市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安などへの相談指導のほか、児童虐待予防の取組の推進を図ります。 | 健康医療部  健康医療部 |

基本的方向性 ２ (１)　④ 　成人期・高齢期における健康づくりの推進

府民の死亡原因の1位であるがんの早期発見のため、引き続き、がん検診の受診促進を図る必要があります。特に、女性では、２０歳から４０歳代でがんにかかる人の割合が、男性と比べて高い傾向にあることから、子宮頸がん・乳がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療を実現していくよう取り組みます。また、自殺者数は減少傾向にあるものの、ストレスを抱えている人は増えていることから、定期的なストレスチェックの実施を促進するなど、うつ病等の心の健康面について、引き続き対策を進めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　更年期うつなど更年期障害の症状の改善を図るため、医療相談や医療情報の提供に努めます。    ・　疾患の罹患状況が男女で異なるため、子宮頸がん・乳がん検診や、骨粗しょう症など女性に多く見られる疾病を予防するため、検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行います。    ・　乳がんについては、早期発見のため、自己触診法の普及に努めるとともに、検診機関のマンモグラフィ設備に助成することや、検診従事者の養成を図るなど検診体制の整備を促進し、受診率と検診精度の向上に努めます。    ・　心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。  ・　健康づくりを意識した運動を、生涯を通じて習慣づけることについての啓発を行います。 | 健康医療部  健康医療部  健康医療部  府民文化部  商工労働部  府民文化部  健康医療部 |

　基本的方向性 ２ (１) ⑤ 　喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止

喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及を行うことなどにより、禁煙を望む人を増やしていくこと、受動喫煙の防止を推進すること、未成年者の喫煙防止や喫煙習慣化を防止する教育の推進に取り組みます。

また、飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒についての知識の普及にも取組みます。

そして、乱用薬物の供給を遮断するとともに、薬物乱用を未然に防止する教育・啓発を行うこと、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境の形成を進めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　たばこは、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患など疾患の主要な原因であることから、たばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発、禁煙サポートの推進、受動喫煙防止の推進を３本柱に、実効性のあるたばこ対策を推進し、府民の健康を守ります。  　・　妊娠中の胎児への影響をはじめ飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒について知識の普及を行います。また、未成年者の飲酒に関する問題に対処します。  　・　「大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第四次戦略」に基づき、薬物乱用防止対策を推進します。特に、次世代を担う青少年を薬物乱用から目的で、危険ドラックをはじめ乱用薬物に危険性について正しい知識を普及するため、教育委員会等と連携して学校における薬物乱用防止教育を推進します。  　・　薬物乱用少年の早期発見・検挙活動を強化するとともに、少年に対する薬物乱用防止についての広報啓発活動を推進し、薬物乱用の未然防止を図ります。 | 健康医療部  健康医療部  健康医療部  警察本部 |

**（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶**

基本的な考え方

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、ＳＮＳなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、女性に対する暴力は多様化する傾向にあり、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

数値目標（アウトカム指標）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 夫婦間における「平手で打つ」を暴力として  認識する府民の割合 | 69.3％  （平成26年度） | 100％  （平成32年度） |
| 夫婦間における「なぐるふりをしておどす」  を暴力として認識する府民の割合 | 63.0％  （平成26年度） | 100％  （平成32年度） |
| 配偶者暴力相談支援センターの周知度 | 16.4％  （平成26年度） | 50％  （平成32年度） |

基本的方向性 ２ (２) ① 　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進

ＤＶについては、相談件数の増加が続いており、今後とも市町村、関係機関及び他府県との連携や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めます。

また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃からの教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつくらないため、ＤＶの予防に関する啓発を重点的に行うとともに、併せて、加害者への教育や相談についても検討します。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　「女性に対する暴力をなくす」運動期間に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等による配偶者等からの暴力（ＤＶ）防止啓発キャンペーンを行うなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動等を推進します。  ・　暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、暴力を予防・防止するための啓発や教育に努めます。  　・　性犯罪や配偶者等からの暴力（ＤＶ）の防止、被害者の救済等を担う行政、教育、司法、医療など関係者への啓発等を行います。  　・　女性に対する暴力について、関係する女性関連施設をはじめ、保健・福祉・医療・警察、ＮＰＯ・地域住民など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を充実します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実やその周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修を充実します。 | 府民文化部  福祉部  府民文化部  教育委員会  府民文化部  福祉部  健康医療部  教育委員会  府民文化部  福祉部  健康医療部  警察本部 |

基本的方向性 ２ (２) ② 　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進

「配偶者暴力相談支援センター」などの相談機関は一定整備されつつありますが、公的な相談機関の認知度は依然として低く、ＤＶの被害者の約半数が誰にも相談していない現状を踏まえ、こうした相談機関を広く周知し、活用してもらえるよう、情報発信の手法等を検討する必要があります。

また、ＤＶ被害者が暴力から逃れ、安心して新たな生活を営めるよう、相談対応の質の向上を目指すことが必要です。

性暴力被害やデートＤＶについては、若い世代を対象とした、未然防止のための啓発に取り組む必要があります。あわせて、「性暴力救援センター・大阪（ＳＡＣＨＩＣＯ）」の周知を図るとともに、カウンセリングなど被害者支援に向けた切れ目のない取組みを推進します。

ストーカーについてはストーカー規制法等に基づく適正な対応のほか、引き続き、相談体制の充実に努めます。また、売買春や人身取引についても啓発活動の推進に努めます。

職場におけるパワーハラスメントや女性に対するセクシュアルハラスメントなどは重大な人権侵害であるとともに、女性の就業継続の阻害要因でもあり、こうした女性への一層の支援が必要です。また、マタニティハラスメントなど妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けることがないよう、事業主、労働者等へ啓発します。

また、児童虐待対応の中心的役割を担っている子ども家庭センターと連携して、虐待防止のための啓発に取り組むとともに、児童ポルノに関する取締りに努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　配偶者等からの暴力（ＤＶ）への対策の推進  ・　平成21年5月に策定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、相談、保護から被害者の自立支援等までの総合的な被害者支援を実施するため、各種施策の充実を図ります。また、関係機関職員の研修を充実し、その資質向上を図ります。  ・　「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」等を運営し、市町村も含めた関係機関の連携強化を図ります。また、シェルターの運営等に取り組むＮＰＯ等の民間団体と緊密な連携を図りながら、被害者支援を協働して推進します。  ・　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、加害者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。  　・　恋人間の暴力（デートＤＶ）を防ぐため、若年層を対象とした啓発や教育機関と連携した取組を行います。  ・　府内市町村に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行います。  イ　性犯罪への対策の推進  ・　凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図ります。  ・　被害者が相談や被害申告をしやすい環境の整備等、性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進します。  ・　被害者支援に関わる機関、団体等が連携し、被害者が被害直後から総合的な支援を継続的に受けることができる支援体制の充実を図ります。  ・　被害者の心情に配慮した事情聴取やカウンセリングの実施等による精神的ケアの充実等、被害者の精神的負担の軽減に努めます。  ・　女性に対する性犯罪を防止するための環境作りを推進し、性犯罪を起こさせない社会づくりのための広報啓発や被害防止のための情報発信などを行います。  ウ　買売春・人身取引への対策の推進  　・　買売春と人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、被害者の保護が必要な場合には、女性相談センター（婦人相談所）において適切に保護を行うなど、買売春と人身取引の防止に向けた取組を推進します。  エ　ストーカー行為等への対策の推進  ・　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、行為者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。  ・　相談体制の充実を図るとともに、どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者もつきまとい等があった場合は法の対象となりえること等についての情報が伝わるよう周知啓発活動を推進します。  オ　セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント防止対策の推進  ・　職場におけるセクシュアルハラスメントといわゆるマタニティハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化するとともに、事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整・あっせんを行います。    ・　教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や周知、管理職をはじめとした教職員の研修の充実等を図ります。  　・　職場、学校のほか、地域等の社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントについても防止のための取組が進められるよう啓発活動等を推進します。  カ　児童虐待等への対応  ・　虐待対応の中心的な役割を担う子ども家庭センターの体制強化を進めるなど、  虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。また、教育・医療・保健・福祉の関係者の資質向上を図るとともに、地域におけるネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化など、市町村との連携や市町村への支援を充実します。  ・　小･中学校における児童虐待への対応については、市町村においても支援体制が構築されるよう働きかけます。  ・　医療的ケア等が必要な子どもの保護者に対し、虐待予防の視点をもってきめ細やかな養育支援を行います。  ・　児童虐待等危機介入援助チームや、保護を要する子どもの総合的な権利擁護システムの適切な運用により、虐待などの権利侵害に対応します。  ・　児童相談所等の関係機関との緊密な連携による児童の安全確認・安全確保を最優先とした取組を推進します。 | 府民文化部  福祉部  府民文化部  福祉部  警察本部  府民文化部  府民文化部  福祉部  警察本部  警察本部  警察本部  警察本部  警察本部  福祉部  福祉部  警察本部  警察本部  府民文化部  福祉部  商工労働部  教育委員会  府民文化部  福祉部  健康医療部  教育委員会  教育委員会  福祉部  福祉部  警察本部 |

**（３）様々な困難を抱える人々への支援**

基本的な考え方

社会経済情勢の変化の中で、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、ＤＶや児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらすことから様々な取組が必要です。

基本的方向性 ２ (３) ① 　困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化

様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、府庁内関係部局が連携し、市町村や地域福祉団体、民間団体等と連携した取組を進めます。また、身近な相談窓口の情報などの各種支援情報について、市町村や民間団体等と連携して情報発信に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、関係部局の連携を図るとともに、市町村や地域福祉の支援人材、民間団体等と連携した取組を進めます。  ・　身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、生活困難等に直面する人々に届くよう、市町村や民間団体等と連携して情報発信します。 | 府民文化部  健康医療部  商工労働部  住宅まちづくり部  教育委員会 |

基本的方向性 ２ (３) ② 　ひとり親家庭や障がい児への支援

ひとり親家庭等の自立支援を推進するとともに、市町村等が実施する事業が円滑に進むよう支援します。

また、障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を引き続き、行います。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、（１）就業支援、（２）子育てをはじめとした生活面への支援、（３）養育費の確保・面会交流支援、（４）経済的支援、（５）相談機能の充実、（６）人権尊重の社会づくりを総合的に推進します。  ・　障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが、地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を行います。 | 府民文化部  福祉部  商工労働部  健康医療部  福祉部  教育委員会 |

基本的方向性 ２ (３) ③ 　子育て世帯への支援

授業料などの教育費への助成や医療費の自己負担の一部を助成する市町村への支援等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等について、エレベーターやトイレのベビーシートを設置することなど、妊婦や子育て世帯にやさしいまちづくりの取組を進めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　子育て費用の負担軽減  　・　授業料などの教育費への助成や医療費の自己負担の一部を助成する市町村への支援等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。  イ　女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり  　・　駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等において、妊婦や親子連れの方などすべての人が利用しやすく、安心して外出できる環境づくりを推進するため、バリアフリー法や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターやトイレのベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等の整備を促進します。  　・　女性や子育て世帯等の安全・安心を確保する観点から、道路、公園、住宅などの整備・改修を促進するとともに、府域全域にわたる安全キャンペーン等の啓発を行うなど安全・安心を実感できる大阪の実現に向けた取組を推進します。  　・　子育て世帯等を対象とした府営住宅の募集を実施するなど、良質なファミリー向け住宅を提供します。また、子育て世帯等が円滑に民間賃貸住宅に入居できるようサポートします。  　・　インターネットを活用し、子育てに役立つ情報を提供します。  　・　大阪の持つ産業や商業施設の集積を活かし、大学やＮＰＯなどと連携した取組により、女性や子育て世帯にとって魅力的なまちづくりが促進されるよう情報提供等の支援を行います。  また、女性や子育て世帯の視点や感性を活かした新たな商品・サービスの開発やまちの活性化活動について情報提供等の支援をします。  　・　「まいど子でもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。  ・　犯罪等の被害を防止するため、小学校の余裕教室等を活用した地域安全センターの設置など、地域防犯ネットワークを構築するとともに、学校、家庭やＰＴＡ等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。また、市町村や関係機関と連携を図り、効果的な学校安全体制の構築を支援します。  ・　児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図ります。  　・　「大阪府青少年健全育成条例」等関係法令に基づき適切に対応するとともに、関係機関・団体等と連携して、青少年を取り巻く社会環境を整備するための啓発活動等の対策を推進します。  　・　インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有する「フィルタリングソフト」、「フィルタリングサービス」の普及・啓発を通じて、高度化した情報通信技術を用いた青少年の健全な成長を阻害する有害情報に接することを防ぐ取組を進めます。  　・　子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理的ケア等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭との調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点をおいた支援を行います。 | 府民文化部  福祉部  教育委員会  政策企画部  福祉部  都市整備部  住宅まちづくり部  政策企画部  都市整備部  住宅まちづくり部  住宅まちづくり部  福祉部  府民文化部  商工労働部  福祉部  政策企画部  警察本部  政策企画部  政策企画部  福祉部 |

　基本的方向性 ２ (３) ④ 　高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進

介護保険サービス基盤の充実や相談・苦情対応窓口の整備、事業者・施設に対する指導など、介護保険サービス提供体制のより一層の充実を図るとともに、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組みます。

そして、高齢者の就業意欲や技能を活かし、生きがいをもって働くことができるよう、国、市町村など関係機関と連携しながら、就業機会の確保・拡大に努めるとともに、障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの提供や就労支援に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　高齢者福祉の充実及び就業促進  ・　地域包括支援センターの機能強化、多職種連携、在宅医療と介護の連携強化、新しい総合事業の実施など、地域包括ケアシステムの構築を目指す市町村を支援します。  ・　認知症の人への支援を充実させるために、認知症サポーターの養成や地域における見守りや支援体制の充実、認知症初期集中支援チームの配置を進める市町村を支援します。  ・　高齢者が介護を要する状態にならないように、住民主体の通いの場、高齢者の居場所や出番づくりなどを通じ健康づくり・生きがいづくりが各市町村で推進されるよう支援していきます。  ・　「大阪府高齢者計画2015」に基づき、福祉・介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営を市町村に求めます。  ・　在宅医療、看護、介護に携わる人材を安定的に確保するために、基盤整備、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取組みます。  ・　高齢者が生きがいを持って働くことができるよう、国等関係機関との連携や公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する助言・支援を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。  イ　障がい者福祉の充実及び就労支援  　・　障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスや就労支援の充実を図ります。 | 福祉部  福祉部  福祉部  福祉部  健康医療部  福祉部  商工労働部  商工労働部  福祉部 |

基本的方向性 ２ (３) ⑤ 　高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり

府営住宅におけるバリアフリー化の推進など、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　府営住宅について、今後ともだれもが安心して生活できる「あいあい住宅」の供給を進めるとともに、バリアフリー化を推進するなど、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備します。  　・　府営公園について、新バリアフリー法に基づき、高齢者や障がい者などすべての府民の利用に配慮した公園施設の改修を行います。  　・　府立学校について、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、スロープや階段手すりの設置、便所の改修等の施設整備を行います。 | 住宅まちづくり部  都市整備部  教育委員会 |

基本的方向性 ２ (３) ⑥ 　複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労等の機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、ＤＶや児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であることから、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要です。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

性同一性障がいなどを有する人々、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々がいるということに留意して、施策を進めていく必要があります。

外国人については言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続き、外国人のＤＶ被害者等の相談支援を行なう必要があります。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して施策を推進します。  ・　在住外国人を支援するため、外国語による情報提供や相談対応を行います。  ・　外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実を図ります。  ・　性的マイノリティの人権について府民の理解が深まるよう、人権教育・啓発に取り組みます。  ・　女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合の課題解決については、市町村が身近な地域で取り組む総合的な相談体制を支援します。 | 府民文化部  福祉部  府民文化部  福祉部  府民文化部  府民文化部 |

**３．　全ての世代における男女共同参画意識の醸成**

**（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発**

基本的な考え方

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識に形成された固定的な性別役割分担意識を解消していくことや、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していくことが重要であり、そのための理解を深めるための教育や啓発活動は様々な取組みの中の根幹をなすものとして取り組む必要があります。

特に、次世代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう子どもの頃から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくことが必要です。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 男女共同参画社会の周知度 | 54.8％  （平成26年度） | 100%  （平成32年度） |
| 女子差別撤廃条約の周知度 | 39.1％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |

　基本的方向性 ３ (１) ① 　子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

男女がともに対等な存在であるという意識形成を子どもの頃から行うことが重要であり、家庭と連携しつつ、引き続き男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図ります。また、「働くこと」への意識を高めていく上で、社会に出るまでの教育が果たす役割は大きいため、男女に関わらず成長の各段階において職業観や社会で果たすべき役割などについて、幅広くキャリア教育を実施します。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　男女平等を進める教育・学習の推進  ・　男女共同参画社会を実現する上で、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進します。  ・　学校での教科指導、進路指導、生徒指導、総合的な学習の時間など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。  ・　卒業後の進路決定だけではなく、子どもたち一人ひとりの内面の成長・発達を促し、将来にわたり男女を問わず一人の社会人・職業人として自立していく力等を育む、いわゆる「キャリア教育」を推進します。  　・　学校において、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、決めつけによる固定的な男女の役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うとともに、男女共同参画について教職員自身の正確な理解が深まるように、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善を図ります。  ・　子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー向上の取組を進めます。  イ　家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進  　・　保育所・認定こども園、幼稚園、保健所、市町村保健センター、図書館、公民館などの施設関係者をはじめ、子どもに接する様々な関係者や保護者等を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の充実や意識啓発に努めます。 | 教育委員会  教育委員会  府民文化部  教育委員会  府民文化部  教育委員会  府民文化部  教育委員会　等  府民文化部  福祉部  教育委員会 |

**（２）男女共同参画意識の醸成**

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現が一人ひとりにとって、もっと身近な問題と捉えられるよう、また、より多くの府民の理解と共感を広げられるよう、取組を進めます。

特に、男女共同参画は自分自身にかかわる重要な問題であるとの認識が男性にも深まるよう取り組んでいくことや、社会的に影響力を持つ層を対象とした啓発を重点的に実施し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 男性の子育てへの参画が以前より進んだと  思う府民の割合 | 71.1％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |
| 男性の介護への参画が以前より進んだと  思う府民の割合 | 44.7％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |

基本的方向性 ３ (２) ① 　身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進

若い世代には育児や就職難、中高年層には介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるよう、男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等月間等の多様な機会を通じて啓発活動を行います。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　若い世代には子育てや就職難、中高年層には親の介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができる取組を進めます。  ・　男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等月間等の多様な機会を通じて、市町村や企業、NPOとの連携による啓発活動を行います。また、先駆的な取組の顕彰や、様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をこらし効果的な啓発活動を行います。 | 府民文化部  商工労働部  府民文化部  商工労働部 |

基本的方向性 ３　(２) ②　　オピニオンリーダー層への意識啓発

企業経営者など組織の指導的な立場にある層やオピニオンリーダーなど、社会的に影響力の大きい層に対し重点的に啓発を行い、男女共同参画社会に関する理解を促進します。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し、重点的に啓発を行います。また、効果的な広報啓発を行うため、市町村、企業、大学、経済団体、ＮＰＯ等との連携により、府民啓発キャンペーンなどを行います。 | 府民文化部  商工労働部 |

基本的方向性 ３ (２) ③ 　多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保

女性が自らの意思によって高等教育を受けることなど、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけること、多様な職業を選択できるような指導を行うこと、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した生涯にわたる学習機会の提供に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　自己実現を可能にする学習機会の確保  　・　男女の学習機会の充実を図るため、男女共同参画関連施設などにおける講座について、性別や年齢などにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮します。  イ　女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実  　・　女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるため、相談事業を実施するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたる学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する法律を理解し活用する能力の育成を支援するための学習機会の拡充や情報提供に努めます。 | 府民文化部  府民文化部 |

基本的方向性 ３ (２) ④ 　男性に対する男女共同参画意識の醸成

女性が育児をしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での子育てや家事を「共に担うもの」と考える意識の改革を図っていくことが必要であり、そのきっかけとして男性の育児休業取得促進を図っていくことは男性本人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組と考えられます。

また、「イクメン」という言葉をきっかけに男性の子育てへの認識が広まりましたが、いわゆる「イクボス」の育成等に取り組む企業を増やしていくことや、イクジイ」など退職後においても育児に関わる男性の役割が期待されます。また、介護についても男性が積極的に参画するよう、企業による支援制度の整備・充実や行政によるさらなる啓発活動が必要です。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　心身の健康の保持増進の観点から、とりわけ男性の長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。  ・　育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例を紹介することにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進するとともに、男性の家事・育児等への参画に関する社会的な評価を高めていきます。  ・　男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村に働きかけます。  　・　中・高校生を対象とした育児体験学習の実施を進めます。  ・　男性が抱える悩みについての相談ニーズを把握し、今後の対応方策を検討します。 | 府民文化部  商工労働部  府民文化部  府民文化部  教育委員会  府民文化部 |

基本的方向性 ３ (２) ⑤ 　女性の人権を尊重した表現の推進

メディアを通じたわいせつ情報に対して関係法令の適用による取締りを進めるほか、府の広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、｢男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引｣などを活用した取組みを進めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　府が行う広報・出版については、府民向けに広く情報発信されるため社会に与える影響が大きいことを考慮し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、｢男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引｣を活用した取組を進めます。  　・　メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、国や他の地方公共団体と連携して働きかけていきます。  ・　メディアを通じたわいせつ情報に対して、関係法令の適用による取締りを進めます。 | 府民文化部  府民文化部  警察本部 |

基本的方向性 ３ (２) ⑥　　男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

各種統計・調査を行う際には性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とするとともに、府民意識調査その他の各種の調査を実施し、男女共同参画にかかる調査・研究を進めることが必要です。そして、統計や調査・研究の結果を広く府民に公表することも必要です。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　社会における男女が置かれている状況を客観的に把握するため、各種統計・調査は、性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とします。  　・　男女共同参画社会の形成に資するため、府民意識調査その他の各種の調査を実施するとともに、大学等と連携し、｢Ｍ字型カーブ｣の要因分析や、家庭における家事、育児、介護等についての社会的評価方法など、男女共同参画にかかる調査・研究を進めます。  ・　統計や調査・研究の結果を、講座の開催や各種媒体による提供を通じて、広く府民に還元します。また、大阪府立男女共同参画・青少年センターなどにおいて、男女共同参画に関わる各種の情報を収集し、提供します。 | 府民文化部等全部局  府民文化部  商工労働部  府民文化部等全部局 |

**（３）地域活動への参画促進**

基本的な考え方

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。一方、地域活動としての自治会活動への参加意識は高いものの、仕事との両立が難しいなどの理由により参加が進んでいない実態も明らかになっています。

地域活動が男性だけ、又は女性だけに偏って行われるなど、性別や年齢等により役割が固定化されることがないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画の推進に取り組みます。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 地域活動が以前より活発化していると思う  府民の割合 | 30.5％  （平成26年度） | 50％以上  （平成32年度） |

基本的方向性 ３ (３) ① 　地域における男女共同参画の促進

男性の自治会等への参画を促進するためには、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要です。

働く男性の地域活動への参加は自治会等の活性化にも寄与するものであり、自治会支援に取り組む市町村への支援にもつながります。また、近年の災害対応における経験からも、防災・復興における政策・決定方針過程への女性の参画が不可欠なことは明らかであり、女性の視点を踏まえた地域の防災・災害復興対策の推進に努めます。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ア　自治会等地域における男女共同参画の推進  　・　「校庭の芝生化」など地域住民による学校を拠点とする取組を進めるとともに、子どもの安全対策や健康づくり、地域の福祉の互助的な活動など、学校、家庭、地域が連携した活動を通じて、地域の課題を地域の男女が協働で解決していく「地域力」の再生をめざした取組を促進します。  　・　地域に求められる人材、能力の確保に向け、研修等の人材の育成や人材のマッチング方策等の検討を行います。  　・　地域において行われている男女共同参画の課題の解決や魅力づくりに向けた取組について、情報発信します。  　・　男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援します。  　・　男女共同参画にかかわる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、ＮＰＯ等の活動が活性化するよう、情報提供をはじめ情報交換や活動の拠点となる場や機会を提供するなどその活動を支援します。  イ　女性の視点を取り入れた災害対策等の推進  ・　防犯活動、子育て支援活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報の提供を行います。  ・　被災時やその後の復興時に生じる女性をめぐる諸問題の発生を防ぐため、「大阪府地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。また、市町村が地域コミュニティにおける防災思想の普及・徹底を図る役割を担うことから、女性の視点を取り入れた市町村の対策が進むよう努めます。 | 政策企画部  環境農林水産部  教育委員会  警察本部  府民文化部  府民文化部  府民文化部  府民文化部  政策企画部  府民文化部  政策企画部 |

**（４）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進**

基本的な考え方

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言等の女性の地位向上のための国際規範・基準などの調査研究を行い、幅広く府民に理解を深めるための情報提供等を行っていきます。

数値目標（アウトカム）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
| 「女子差別撤廃条約」の周知度（再掲） | ３９．１％  （平成２６年度） | ５０％以上  （平成３２年度） |

基本的方向性 ３ (４) ① 　多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等

男女平等に関する海外の情報や男女共同参画に関してグローバルに活動している女性の情報を収集し提供することや府内に在住する外国人に対し、多言語で府政に関する相談対応や情報提供を行います。

具体的取組

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的取組 | 担当・関連部局 |
| ・　国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、男女共同参画に関するグローバルな活動を行っている女性の情報を収集し、市町村等を通じて男女共同参画分野で活動するＮＰＯなどの団体や府民に情報提供します。  　・　府内に在住する外国人に対し、多言語で府政に関する相談対応や情報提供を行います。 | 府民文化部  府民文化部 |

第４章　計画の推進にあたって

より多くの府民に理解と共感を広げながら、男女共同参画の取組みを進めていくには、男女共同参画に関する府民のネットワークを広げ、情報の共有化を図るとともに、これまで以上に推進体制の強化を図ることが重要です。

**１．オール大阪での連携体制の一層の推進**

　市町村、女性センター・男女共同参画センター、ＮＰＯ、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等とのネットワークを構築し、共通テーマのもと一体となって取組を進めます。特に、経済団体との連携を充実強化し、オール大阪での取組み強化を図る視点から推進体制を検討し、企業経営者をはじめ、各界の指導者層によるトップダウンの取組をより一層推進します。

**２．行政の推進体制等の強化・充実**

　国、府、市町村、他府県の相互連携の強化を図るとともに、府立男女共同参画・青少年センターについて、府民ニーズをより一層把握しつつ、男女共同参画を推進するための拠点施設としての機能を今まで以上に活用するよう努めます。

**３．計画の進行管理及び検証・改善**

　毎年度、事業計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握し、その内容を府民のみなさんにわかりやすく示します。

大阪府　府章

**府民文化部男女参画・府民協働課**

〒559－8555　大阪市住之江区南港北1丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎38階

TEL 06(6210)9321／ファックス 06(6210)9322